

## 1. 計画の基本的事項について

## 1. 計画策定の背景

環境問題は、大気汚染や水質悪化などの我々の生活に密接に関係する「生活環境」から、森林衰退や河川環境悪化、それらに起因する生態系破壊などの「自然環境」、そしてオゾン層の破壊や地球温暖化などの「地球環境」と多岐にわたります。さらに、これまでの環境問題に加え、2011年（平成 23 年）の東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染やエネルギー問題、大陸から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染など、私たちは新たな環境問題にも直面しています。

このように社会情勢は大きく変化しており、国際的には、2010年（平成 22 年）に生物多様性条約第 10 回締約国際会議（COP10）において「愛知目標<sup>※</sup>」が採択、2014年（平成 26 年）に「グローバル・アクション・プログラム」が国連総会で承認、2015年（平成 27 年）に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において新たな気候変動対策に関する法的文書として「パリ協定<sup>※</sup>」が採択されるとともに、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されるなど、新たな動きが見られます。

この間、伊達市においては少子高齢化が進展し、人口減少が今後も進むことが予測されるなど、本市の状況は着実に変化しており、これまで様々な形で環境活動を担ってきた人材が減少していくことなども危惧されます。

そのような環境問題を背景に、本市では、1999年（平成 11 年）3月に市民参加により「伊達市環境基本計画」を、2009年（平成 21 年）4月に「第 2 次伊達市環境基本計画」を策定し、計画の進捗状況を、毎年「伊達市環境白書」に集約し公表してきたところです。

「第 2 次伊達市環境基本計画」の策定から 10 年が経過し、計画の見直し時期を迎えるとともに、先に示した少子高齢化や人口減少の加速化などに代表される社会情勢の変化や、新たな環境問題への対応が求められることから、「第 3 次伊達市環境基本計画」（以下、本計画といいます。）を策定するものです。

<sup>※</sup> 愛知目標：正式には、「生物多様性新戦略計画」と言い、西暦 2010 年（平成 22 年）生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択されたものを指します。2050 年までに、人類と自然が共生した世界を実現させるために制定されたものです。

<sup>※</sup> パリ協定：2015 年（平成 27 年）に COP21 で採択された、気候変動に関する協定です。COP3 時（1997 年（平成 9 年））に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みで、世界全体の GHG 削減目標や、途上国・新興国への温暖化対策への自主的取組み等が設定されています。

<sup>※</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）：2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された、2016 年（平成 28 年）～2030 年までの国際目標です。貧困や飢餓・エネルギー・気候変動等、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

## 2. 計画の目的

伊達市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、市民の良好な環境を確保し、将来の世代に継承していくため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めることを目的としています。

### 伊達市環境基本条例（抜粋）

#### （基本理念）

- 第4条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、市民の良好で快適な環境の恵みを受する権利の実現と、良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを目的に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められなければならない。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は、伊達市環境基本条例第11条に基づき策定するもので、市の最上位計画である「第7次伊達市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。国や道の環境基本計画および関連計画・法令との整合を図るとともに、本市のその他の個別計画などと連携を図りながら、環境施策を総合的に進めていきます。

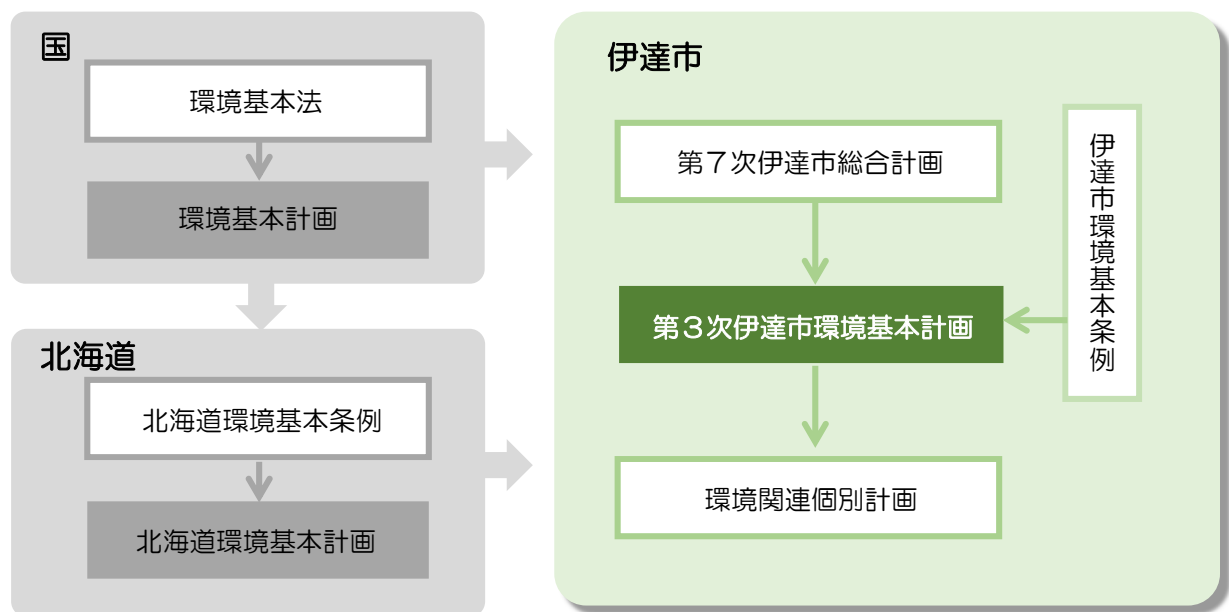


図1 計画の位置付け

## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や科学技術の進展、また、環境問題自体に変化が生じることも想定されるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

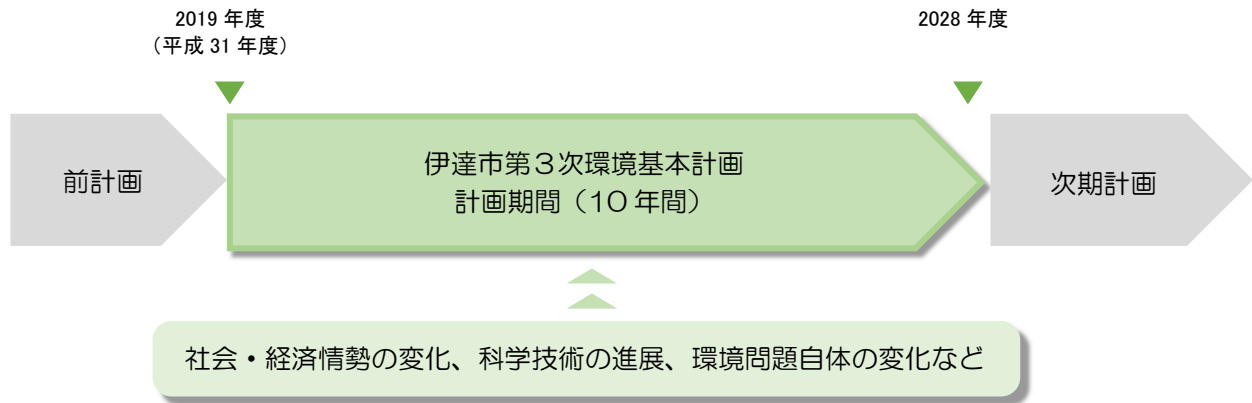


図2 計画の期間

## 5. 計画の範囲

環境基本計画で取り扱うテーマは、身近な生活環境から、資源循環、自然環境、生物多様性やエネルギー、地球温暖化などの地球規模の環境問題、さらには環境学習と、市が取り組む対象は多岐に渡ります。本計画でそれらのテーマを市民の関わる領域として「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の視点で整理し、課題解決に向けた取組を進めていきます。

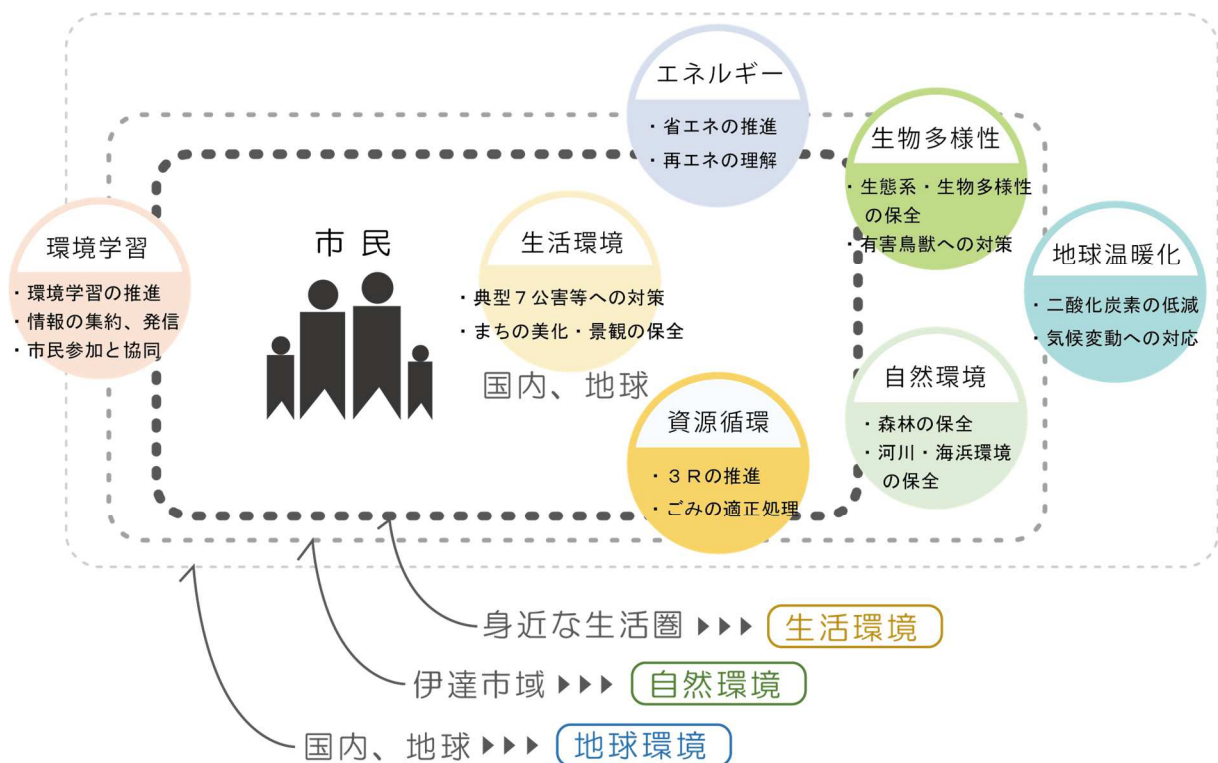


図3 計画の範囲